

令和7・8年度富士見市工事請負競争入札の格付基準・発注基準について

1. 格付基準

A級	1000点以上
B級	700点～999点
C級	450点～699点
D級	450点未満

2. 発注基準

業者の級別	発注の標準とする契約金額					
	土木工事	舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	その他の工事
A級	5000万円以上	3000万円以上	1億円以上	3000万円以上	5000万円以上	その都度市長が定める額
B級	2000万円以上	1000万円以上	5000万円以上	1500万円以上	2000万円以上	"
	5000万円未満	3000万円未満	1億円未満	3000万円未満	5000万円未満	
C級	500万円以上	500万円以上	1000万円以上	500万円以上	500万円以上	"
	2000万円未満	1000万円未満	5000万円未満	1500万円未満	2000万円未満	
D級	500万円未満	500万円未満	1000万円未満	500万円未満	500万円未満	"

ただし、工事の施工上必要があるときは、下記のとおりとする。

- ①A級に格付けされた業者を選定すべき工事では発注の標準とする金額が、土木工事については2億円、舗装工事については1億2,000万円、建築工事については4億円、電気工事については1億2,000万円、管工事については2億円を超えないものにあつては、B級に格付けされた業者を選定に加えることができる。
- ②B級に格付けされた業者を選定すべき工事にあつては、A級又はC級に格付けされた業者を選定に加えることができる。
- ③C級に格付けされた業者を選定すべき工事にあつては、B級又はD級に格付けされた業者を選定に加えることができる（※管工事については、さらに工事の施工上必要があるときは前述に加え、A級から選定することができる。）。
- ④D級に格付けされた業者を選定すべき工事にあつては、B級又はC級に格付けされた業者を選定に加えることができる。